

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学内で教員会議（R3.12.9実施）の後に、教員向けにいじめに関する研修会（FD）を実施し、「いじめの定義、認知について」共通理解と意識向上に努めた。	本年度も学内で教員会議（R4.12.8実施）の後に、教員向けにいじめに関する研修会（FD）を実施し、「いじめの定義、認知について」共通理解と意識向上に努めた。	R4年12月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的な開催ではないが、案件に応じて年4回開催した	定期的な開催ではないが、案件に応じて開催している。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学内で教員会議（R3.12.9実施）の後に教員向けの研修（FD、学生主事が担当）を実施した。	本年度も学内で教員会議（R4.12.8実施）の後に教員向けの研修（FD、学生主事が担当）を実施した。	R4年12月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」（令和2年8月策定）において「学校いじめ防止対策委員会」が行う職務内容を定めており、学校HPへ掲載し、全教職員へ周知している。	本年度も引き続き学校HPへ掲載している。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初の「学校いじめ防止対策委員会」にて「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへの掲載し、全教職員へ周知している。	年度当初の「学校いじめ防止対策委員会」にて「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへ掲載し、全教職員へ周知している。	R4年4月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」（令和2年8月策定）において、対応フロー図を定め、教員会議やいじめ研修会（FD）等で呼びかけをしている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」（令和2年8月策定）において、対応フロー図を定め、教員会議やいじめ研修会（FD）等で呼びかけをしている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」（令和2年8月策定）において、「重大事態」の定義を定め、重大事態に関する対応フロー図を定め、「学校いじめ防止対策委員会」の役割を定めている。学校HPに掲載し、全教職員に周知している。	年度当初に学校HPの掲載を更新している。	R4年4月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「早期発見・事案対処マニュアル」に基づき、事案発生時には関係教職員で共有しチーム対応している。また、学生の日常的な支援については、Teams上に支援対象学生の行動履歴が学生毎に掲載されており、関係教職員が共有できている。	支援対象学生について、引き続き、Teams上で日常的な情報共有を行っている。	
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	「学生委員会」「学校いじめ防止対策委員会」にて、学校いじめ防止プログラム等の実行性について検証し、令和4年度の実施計画に反映している。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することになっている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	「いじめいやがらせアンケート」「心身の健康状態に関するアンケート」を合わせて年4回実施しており、「学生委員会」「学校いじめ防止対策委員会」にて報告、教職員間で共有している。	アンケートの設問を見直し、「いじめいやがらせ」という言葉を表面に出さず、いじめにつながりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更した。	R4年7月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	「一関高専いじめ防止等基本計画」（令和2年8月策定）にて、スクールカウンセラー等の役割を明確にしている。スクールカウンセラーの得た情報は、その都度、Teams等連絡や会議を開催し教職員で共有している。また、Teams上に支援対象学生の行動履歴が学生毎に掲載されており、関係教職員が共有できている。	引き続きTeams上の情報共有サイト利用や、必要に応じての会議を実施し、教職員間で共有している。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学年対象で学生向けの講演会「人権教育・メンタルヘルス講演会」（オンライン）（R3.10.6実施、講師：弁護士）を実施し啓発に取り組んでいる。	全学年対象で学生向けの講演会「人権教育・メンタルヘルス講演会」（オンラインで）（R4.10.5実施、講師：弁護士）を実施し啓発に取り組んでいる。	R4年10月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	「いじめいやがらせのアンケート」項目にいじめの定義に関する質問を含めており、周知している。また、学生向けの講演会「人権教育・メンタルヘルス講演会」を実施し啓発に取り組んでいる。	「いじめいやがらせのアンケート」項目にいじめの定義に関する質問を含めており、周知している。また、学生向けの講演会「人権教育・メンタルヘルス講演会」を実施し啓発に取り組んでいる。	R4年7月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会の中に「学生会いじめ防止対策委員会」を設置し、学生の主体的な取組を推進している。	学生会主体の取組をR5年1月に実施することになっている。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへの掲載し、保護者へも周知している。	年度当初に学校HPの掲載を更新している。	R4年4月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合には、「一関高専いじめ防止等基本計画」の「早期発見・事案対処マニュアル」に基づき、関係する保護者には対応方針を伝えている。	いじめが認知された場合には、「一関高専いじめ防止等基本計画」の「早期発見・事案対処マニュアル」に基づき、関係する保護者には対応方針を伝えている。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	該当年度は、コロナ禍の影響もあり参集式の運営諮問会議は行われておらず、内容説明や連携・協力体制の構築に至っていない。	該当年度は、コロナ禍の影響もあり参集式の運営諮問会議は行われておらず、内容説明や連携・協力体制の構築に至っていない。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	「学校いじめ防止等基本計画」にも明記し、地元警察と情報共有・連携するようにしている。	引き続き、地元警察と情報共有・連携するようにしている。	